

「ため池の防災減災対策に関する調査」の結果に基づく通知に対する 改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

！ 背景と目的

【通知先】農林水産省 【通知日】令和6年6月21日 【回答日】令和7年6月27日

- ◇ ため池は、全国に約15万箇所存在しているが、**劣化の進行とともに、近年豪雨等による甚大な被害事例が発生**
- ◇ ため池管理保全法※1が令和元年7月に施行され、市町村長に対し、ため池の**決壊に関する情報等の周知に努めることを義務付け**
また、ため池工事特措法※2が令和2年10月に施行され、決壊により人的被害を及ぼすおそれのあるため池を都道府県知事が**防災重点農業用ため池として指定し、防災工事を集中的かつ計画的に行う仕組みを整備**
- ◇ ため池の決壊等による被害の防止に向けた取組を推進する観点から、地方公共団体における**取組の実態等を調査**（11都道府県及び66市町村）

※1 農業用ため池の管理及び保全に関する法律

※2 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法

農林水産省に対し、以下の事項を通知

防災対策に関する事項

- ① **防災重点農業用ため池に指定すべきため池が指定漏れとなっていないか確認し、検討を行うよう促すこと。**
- ② **災害時における住民の避難行動につなげるための公表の在り方について検討すること。**

減災対策に関する事項

- ① **ハザードマップについて、浸水時に使用できないおそれのある避難場所等に適切な説明を加え、隣接市町村に浸水想定区域が及ぶ場合は、必要な情報提供を行うよう促すこと。**
- ② **下流への影響度等を考慮し計画的に観測機器の設置を進められるよう、地方公共団体に一層の支援を行うこと。**

✓ 改善措置

<防災対策に関する農林水産省の措置>

- ① 地方公共団体に対して、防災重点農業用ため池の指定の趣旨等を通知し、**指定漏れがないか確認・検討を依頼**
▶ 防災重点農業用ため池に指定されていないため池の約97%で確認が完了
- ② ため池の劣化状況を**ホームページ等で公表**することで、周辺住民の危機意識が高まるよう効果的な**公表の在り方を地方公共団体に周知**

<減災対策に関する農林水産省の措置>

- ① 地方公共団体に対して、ハザードマップにおける避難場所等の表示方法が不十分な事例や、ため池が決壊した場合の浸水に関する情報が隣接市町村に提供されていない事例等がないか、**ハザードマップの点検を行うよう依頼**
▶ ハザードマップを作成済みのため池の約99%で点検が完了
- ② ため池における水位計等の観測機器の**導入事例を収集し、地方公共団体に事例集を周知・公表**

1 ため池の防災対策の実施状況

制度の概要

- ◇ 都道府県知事は、周辺に住宅等があるなど、決壊により人的被害を及ぼすおそれのあるため池を「防災重点農業用ため池」として指定する。
- ◇ 都道府県知事又は市町村長は、指定されたため池について、防災工事の必要性を判断するため、i) 劣化状況評価※1、ii) 地震耐性評価、iii) 豪雨耐性評価を実施する。
- ◇ 都道府県知事又は市町村長は、評価の結果、防災工事が必要と判断されたため池について、所有者等と調整の上、防災工事を実施する。

※1 防災工事の必要性についての判断に資するために行う劣化によるため池の決壊の危険性の評価（ため池工事特措法第2条第4項）

当省の意見

- ① 地方公共団体に対して、当省の調査で明らかになった事例を参考にして、指定の趣旨・考え方を改めて周知するとともに、ため池の周辺事情は常に変化し得るものであることを前提として、指定すべきため池が漏れていないか確認し、検討を行うよう促すこと。
- ② 防災重点農業用ため池の評価の結果等について、ため池データベースやため池ハザードマップを活用した公表など災害時における住民の避難行動につなげるための公表の在り方について検討すること。
- ③ 代執行を始めとした所有者不明土地に対する対応の取組例について収集を行い、それらの結果を地方公共団体に情報提供するなど、必要な支援を行うこと。

<調査結果>

- ① 指定の検討が不十分と思われる例あり
- ② ため池の評価・防災工事にはまだ時間を要する状況
- ③ 所有者不明を理由として防災工事の着手に至るまでに苦慮している事例あり

改善措置状況

- ① 地方公共団体に対して、防災重点農業用ため池の指定の趣旨等を通知するとともに、ため池の周辺事情の変化を踏まえ、指定すべきため池が指定漏れとなっていないか確認・検討を依頼
➡ 指定されていないため池の約97%※2で確認が完了
(未完了のため池については、引き続き確認予定)
- ② 劣化状況評価等の結果を、ため池データベースの項目に追加し、ホームページで公表することや、ため池ハザードマップ等とリンクさせて公表する等、周辺住民等の危機意識を高め、災害発生時に速やかな避難を促すことに効果的な公表の在り方を地方公共団体に周知（令和6年11月）
- ③ 所有者不明土地について、代執行等の法的手段を活用して工事に着手した事例を収集し、地方公共団体に事例集を周知・公表する予定（令和7年度中）

※2 令和5年12月末時点のため池数（15万1,191か所）から6年3月末時点の防災重点農業用ため池数（5万2,701か所）を差し引いたため池数（9万8,490か所）のうち、9万5,257か所で確認が完了（令和7年5月末時点）

2 ため池の減災対策の実施状況

制度の概要

- ◇ 市町村長は、ため池管理保全法に基づき、その区域内に所在する特定農業用ため池の決壊に関する情報の伝達方法、避難場所、避難経路等に関する事項について、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民※1に周知させるよう努めるとされている。
- ◇ 市町村は、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府作成）によると、住民への避難情報の発令基準を作成することとされている。また、農林水産省は、決壊した場合の影響が大きなため池については、ため池の状態を迅速に把握するための観測機器が必要との考えを示しており、国庫補助事業により、ため池における水位等の観測機器の設置・運用に係る支援メニューを用意している。

※1 農林水産省によると、ため池管理保全法上の「住民」には、ため池が所在する市町村の住民のみならず、隣接市町村の住民も含まれるとしている。

当省の意見

- ① 市町村に対し、ハザードマップについて、当省の調査でみられたような事例がないか点検を促すとともに、点検の結果、同様の事例が確認された場合は、以下のような措置を講ずるよう検討を促すこと。
 - i) 浸水時に使用できないおそれのある避難場所等については、適切な説明を加えること。
 - ii) 隣接市町村に浸水想定区域が及ぶ防災重点農業用ため池がみられた場合は、隣接市町村に必要な情報提供を行い、隣接市町村から情報提供を受けた市町村は、関係する住民に必要な情報の周知を確実に行うこと。
- ② 下流への影響度等を考慮し計画的に観測機器の設置を進められるよう、既に設置した市町村の事例の収集・提供を行うなど、地方公共団体に対し、より一層の支援を行うこと。

<調査結果>

- ① ため池の決壊時に想定どおりの水位まで浸水した場合、使用できない可能性があるにもかかわらず、何の注釈も付けずに避難場所等をハザードマップに表示している事例あり
隣接市町村に浸水想定区域が及ぶにもかかわらず、隣接市町村に当該情報を未提供の事例や、隣接市町村から浸水想定区域が及ぶとの情報を受けたにもかかわらず、自市町村内の住民に未周知の事例あり
- ② 多くの市町村で避難情報発令や豪雨時等の住民への情報提供は現地確認による情報に頼らざるを得ない状況

改善措置状況

- ① 地方公共団体に対して、ハザードマップにおける避難場所等の表示方法が不十分な事例や、ため池が決壊した場合の浸水に関する情報が隣接市町村に提供されていない事例等がないか、ハザードマップの点検を行うよう依頼
➡ ハザードマップを作成済みのため池の約99%※2で点検が完了

(未点検のため池については、引き続き点検予定)

- ② ため池における水位計等の観測機器の導入事例を収集し、地方公共団体に事例集を周知・公表 (令和7年6月)

※2 令和7年3月末時点でハザードマップを作成済みのため池(3万8,679か所)のうち、3万8,251か所で点検が完了(令和7年5月末時点)

ため池の防災減災対策に関する調査の結果に基づく通知に対する

改善措置状況（1 回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 令和 4 年 10 月～6 年 6 月
- 2 対象機関 調査対象機関：農林水産省、内閣府、国土交通省
関連調査等対象機関：都道府県（11）、市町村（66）

【通知日及び通知先】 令和 6 年 6 月 21 日 農林水産省

【回 答 年 月 日】 令和 7 年 6 月 27 日 農林水産省 ※改善状況は同日現在

【調査の背景事情】

- 近年、豪雨や地震等の自然災害により多くの農業用ため池（以下「ため池」という。）が被災し、甚大な被害が生じる事例がみられる。
- このような状況を踏まえ、令和元年 7 月に農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成 31 年法律第 17 号。以下「管理保全法」という。）が施行され、また、2 年 10 月には防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和 2 年法律第 56 号。以下「特措法」という。）が施行されるなど、ため池の防災減災対策の強化が図られている。
- 本調査は、ため池の決壊等による被害の防止に向けた取組を推進する観点から、地方公共団体におけるため池の防災減災の取組の実態、課題等を明らかにすることにより、関係行政の改善に資することを目的として実施したものである。

通知事項等	農林水産省が講じた改善措置状況
1 ため池の防災対策の実施状況 (1) 防災重点農業用ため池の指定状況 (通知要旨) 農林水産省は、地方公共団体に対して、当省の調査で明らかになった事例を参考にして、指定の趣旨・考え方を改めて周知するとともに、ため池の周辺事情は常に変化し得るものであることを前提として、指定すべきため池が漏れていないか確認し、検討を行うよう促すこと。 (説明) 《制度の概要》 ○ 特措法第 4 条第 1 項の規定において、都道府県知事は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等基本指針（令和 2 年農林水産省告示第 1845 号。以下「防災工事等基本指針」という。）に基づき、決壊により周辺の区域に被害を及ぼすおそれのあるため池を、防災重点農業用ため池として指定することができるとされている。 ○ 防災重点農業用ため池の指定要件は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行令（令和 2 年政令第 277 号）及び防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 61 号）において、主に次のとおり定められている。 ・ ため池からの水平距離が 100m 未満の浸水区域（当該ため池の決壊により浸水が想定される区域）に住宅又は学校、病院その他の	→ 令和 6 年 7 月に、都道府県及び市町村に対して、「ため池の防災減災対策に関する調査の結果への対応について」（令和 6 年 7 月 1 日付け 6 農振第 1207 号農村振興局整備部防災課長通知）及び「「防災重点農業用ため池の指定等について」の一部改正について」（令和 6 年 7 月 1 日付け 6 農振第 1209 号農村振興局整備部防災課長通知）を発出し、防災重点農業用ため池の指定の趣旨及び考え方を示すとともに、低水位管理のため池であることなどを理由に防災重点農業用ため池の指定の検討が不十分なため池がないか、また、新たな住宅等の出現などため池の周辺事情は常に変化し得るものであることに留意して防災重点農業用ため池の新たな指定の必要がないかを確認して必要な検討を行うよう依頼した。 また、令和 6 年 12 月から 7 年 1 月にかけて、地方農政局等の管轄区域別に「農業用ため池の管理保全施策の施行状況の点検・検証結果の説明会」を開催し、都道府県の担当者に対して、防災重点農業用ため池の追加指定に係る必要性の確認方法の例を周知した。 その後、都道府県及び市町村における防災重点農業用ため池に指定されていないため池の指定の検討状況について調査したところ、上記の取組により、令和 7 年 5 月末時点で、防災重点農業用ため池以外のため池 9 万 8,490 か所のうち 9 万 5,257 か所（約 97%）において、指定漏れとなっていないかの確認が行われていた。その結果、低水位管理であることなどを理由に検討が不十分であった 1,293 か所のうち、17 か所が新

通知事項等	農林水産省が講じた改善措置状況																												
公共の用に供する施設（以下「住宅等」という。）があるもの - 貯水量が 1,000 m³以上であり、ため池からの水平距離が 500m 未満の浸水区域に住宅等があるもの - その他決壊した場合に、人的被害を及ぼすおそれ大きいと認められるもの ○ 令和 5 年 3 月末現在、防災重点農業用ため池は、全国に 5 万 3,399 か所指定されている。 《調査結果》 ○ 今回、調査対象とした 11 都道府県の 66 市町村において、防災重点農業用ため池に指定されていないため池の中から、貯水量や周辺の住宅の立地状況等を踏まえ、1 市町村当たり 10 か所の計 660 か所のため池を抽出し、防災重点農業用ため池に指定する必要があるか確認した。 ○ 11 都道府県 63 市町村では、抽出した 630 か所のため池について、法令で規定された指定要件を踏まえ、指定の要否が判断されていた。 ○ 一方、2 都道府県 3 市町村では、抽出した 30 か所のため池のうち 17 か所のため池については、同指定要件を踏まえ、指定の要否が判断されていたが、残りの 13 か所のため池については、防災重点農業用ため池の指定の要否が十分検討されていなかった。 ○ なお、当該 13 か所のため池はいずれも、当省の調査を契機として、防災重点農業用ため池として指定されるなど、必要な対応が進められている。 ○ 本来指定されるべきため池が指定されていない状況は、指定の趣	たに防災重点農業用ため池に指定された。また、住宅等の出現を理由に 310 か所が新たに防災重点農業用ため池に指定され、計 327 か所で防災重点農業用ため池の指定が進んだ。他方、防災重点農業用ため池の指定を検討中のものが 174 か所、指定漏れとなっていないかの確認が未了であるものが 3,233 か所となっており、引き続き検討状況を確認していく。 表 1-1 防災重点農業用ため池の指定の確認・検討状況 <table> <tr> <th>項目</th><th>箇所数</th></tr> <tr> <td>防災重点農業用ため池以外のため池数（注）</td><td>98,490</td></tr> <tr> <td>① 防災重点農業用ため池の指定の確認が行われたもの</td><td>95,257</td></tr> <tr> <td> i) 新たに防災重点農業用ため池に指定されたもの</td><td>327</td></tr> <tr> <td> ア 低水位管理であることなどを理由に検討が不十分であったもののうち、新たに防災重点農業用ため池に指定されたもの</td><td>17</td></tr> <tr> <td> イ 住宅等の出現を理由に新たに防災重点農業用ため池に指定されたもの</td><td>310</td></tr> <tr> <td> ii) 防災重点農業用ため池に該当しないことが確認されたもの</td><td>94,756</td></tr> <tr> <td> iii) 防災重点農業用ため池の指定が検討中のもの</td><td>174</td></tr> <tr> <td>② 防災重点農業用ため池の指定の確認が未了であるもの</td><td>3,233</td></tr> </table> （注） 防災重点農業用ため池以外のため池数は、令和 5 年 12 月末時点のため池数（15 万 1,191 か所）から 6 年 3 月末時点の防災重点農業用ため池数（5 万 2,701 か所）を差し引いた値である。 表 1-2 低水位管理であることなどを理由に検討が不十分であったものの内訳 <table> <tr> <th>項目</th><th>箇所数</th></tr> <tr> <td>低水位管理であることなどを理由に検討が不十分であったもの</td><td>1,293</td></tr> <tr> <td> ① うち、新たに防災重点農業用ため池に指定されたもの</td><td>17</td></tr> <tr> <td> ② うち、指定要件に合致しないことが確認されたもの</td><td>1,102</td></tr> <tr> <td> ③ うち、検討中のもの</td><td>174</td></tr> </table>	項目	箇所数	防災重点農業用ため池以外のため池数（注）	98,490	① 防災重点農業用ため池の指定の確認が行われたもの	95,257	i) 新たに防災重点農業用ため池に指定されたもの	327	ア 低水位管理であることなどを理由に検討が不十分であったもののうち、新たに防災重点農業用ため池に指定されたもの	17	イ 住宅等の出現を理由に新たに防災重点農業用ため池に指定されたもの	310	ii) 防災重点農業用ため池に該当しないことが確認されたもの	94,756	iii) 防災重点農業用ため池の指定が検討中のもの	174	② 防災重点農業用ため池の指定の確認が未了であるもの	3,233	項目	箇所数	低水位管理であることなどを理由に検討が不十分であったもの	1,293	① うち、新たに防災重点農業用ため池に指定されたもの	17	② うち、指定要件に合致しないことが確認されたもの	1,102	③ うち、検討中のもの	174
項目	箇所数																												
防災重点農業用ため池以外のため池数（注）	98,490																												
① 防災重点農業用ため池の指定の確認が行われたもの	95,257																												
i) 新たに防災重点農業用ため池に指定されたもの	327																												
ア 低水位管理であることなどを理由に検討が不十分であったもののうち、新たに防災重点農業用ため池に指定されたもの	17																												
イ 住宅等の出現を理由に新たに防災重点農業用ため池に指定されたもの	310																												
ii) 防災重点農業用ため池に該当しないことが確認されたもの	94,756																												
iii) 防災重点農業用ため池の指定が検討中のもの	174																												
② 防災重点農業用ため池の指定の確認が未了であるもの	3,233																												
項目	箇所数																												
低水位管理であることなどを理由に検討が不十分であったもの	1,293																												
① うち、新たに防災重点農業用ため池に指定されたもの	17																												
② うち、指定要件に合致しないことが確認されたもの	1,102																												
③ うち、検討中のもの	174																												

通知事項等	農林水産省が講じた改善措置状況
旨・考え方についての地方公共団体の理解が不十分であることや、住宅等の有無の確認が不十分であることなどが原因と思われ、今回調査対象としていない都道府県においても起こり得ると考える。	
(2) 劣化状況評価等の実施状況 (通知要旨) 農林水産省は、防災重点農業用ため池の評価の結果等について、ため池データベースやため池ハザードマップを活用した公表など災害時における住民の避難行動につなげるための公表の在り方についても検討すること。 (説明) ア 劣化状況評価等の進捗状況 《制度の概要》 ○ 特措法第2条第4項の規定において、劣化状況評価とは、防災工事の必要性についての判断に資するために行う劣化によるため池の決壊の危険性の評価であるとされている。 ○ また、特措法第2条第5項の規定において、地震・豪雨耐性評価とは、防災工事の必要性についての判断に資するために行う地震又は豪雨によるため池の決壊の危険性の評価であるとされている。 ○ 特措法第5条第1項の規定において、都道府県知事は、防災重点農業用ため池を指定したときは、防災工事等基本指針に基づき、防災工事等推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるとされてい	→ 令和6年11月に、都道府県及び市町村に対して、「「農業用ため池の管理及び保全に関するガイドライン」の一部改正について」（令和6年11月26日付け6農振第1993号農村振興局整備部防災課長通知）及び「「防災重点農業用ため池の劣化状況評価等の手引き」の一部改正について」（令和6年11月26日付け6農振第1994号農村振興局整備部防災課長通知）を発出し、防災重点農業用ため池の劣化状況評価等の結果の公表に関して、以下の考え方を示すとともに、データベースの公表様式例を示した。 ・ 個々の防災重点農業用ため池の劣化状況評価等の結果については、管理保全法第4条第3項の規定に基づき整備するデータベースの項目に追加して、都道府県のホームページ等で公表すると効果的であること。 ・ データベースを都道府県や市町村のホームページで公開されているため池ハザードマップ等とリンクさせると、防災重点農業用ため池で災害が発生するおそれがあることへの周辺住民等の危機意識を高め、災害発生時に速やかな避難を促すことにつながる。

通知事項等	農林水産省が講じた改善措置状況
る。 ○ 劣化状況評価は、防災工事等基本指針において、廃止予定のものを除く全ての防災重点農業用ため池に対して実施することとされている。 ○ 他方、地震・豪雨耐性評価は、防災工事等基本指針において、廃止予定のものを除く防災重点農業用ため池について、決壊した場合の影響度を踏まえて実施することで、必要な防災工事を集中的かつ計画的に実施する必要があるとされている。 ○ これについて、「「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（ため池工事特措法）の施行に当たっての共有事項」（令和2年10月1日付け事務連絡）にある「3 ため池工事特措法に関する Q&A 集（一問一答）」では、地震・豪雨耐性評価は全ての防災重点農業用ため池において必要なものであるが、評価には一定の期間と経費が必要であり、全ての評価を特措法の有効期間内に完了させることは困難であることから、地域の実情、これまでの防災工事等の実績、既に設定されている決壊した場合の影響度等を踏まえ、都道府県として特措法の有効期間内に評価すべき防災重点農業用ため池を選定する必要があるとされている。 《調査結果》 ○ 今回、調査対象とした 11 都道府県における全ての防災重点農業用ため池 3 万 3,232 か所のうち、廃止予定のものを除く 3 万 2,494 か所について、令和 4 年度末時点の劣化状況評価等の進捗状況を確認した。	

通知事項等	農林水産省が講じた改善措置状況
(ア) 劣化状況評価 ○ 11 都道府県はいずれも、令和 12 年度までに全ての防災重点農業用ため池の評価に着手予定としている。 ○ 着手予定の防災重点農業用ため池 3 万 2,494 か所のうち、2 万 2,060 か所 (67.9%) のため池で劣化状況評価に着手済みであり、1 万 9,242 か所 (59.2%) のため池で同評価を完了している。 ○ 地域によって、特措法の施行以前から実施している評価で、劣化状況評価とみなすことのできる評価の実施状況が異なるなどの理由により較差はみられるものの、一定の進捗がみられた。 (イ) 地震耐性評価 ○ 11 都道府県が令和 12 年度までに地震耐性評価に着手予定とする 1 万 6 か所の防災重点農業用ため池のうち、5,632 か所 (56.3%) のため池で地震耐性評価に着手済みであり、5,298 か所 (52.9%) のため池で同評価を完了している。 ○ 地域によって、特措法の施行以前から実施している評価で、地震耐性評価とみなすことのできる評価の実施状況が異なるなどの理由により較差はみられるものの、おおむね着手予定数に対して一定の進捗がみられた。 ○ 他方、全ての防災重点農業用ため池 3 万 2,494 か所からみると、特措法の有効期間内に評価に着手予定としているのは約 3 割であった。 ○ 特措法の有効期間後に着手予定の防災重点農業用ため池がある 8 都道府県では、全ての防災重点農業用ため池の評価の着手にはまだ時間を要するが、その理由について、i) 地震耐性評価を実施でき	

通知事項等	農林水産省が講じた改善措置状況
る専門業者や機材の量にも限りがあること、ii) 他の評価と比較すると、地震耐性評価にはボーリング調査が必要となり、その実施に時間を要すること、iii) 他の評価で防災工事が必要と判断されたため池については、工事設計時に併せて地震耐性評価を実施しているため現時点では評価の対象数が見通せないことなどとしている。 (ウ) 豪雨耐性評価 ○ 11 都道府県が令和 12 年度までに豪雨耐性評価に着手予定とする 2 万 6,806 か所の防災重点農業用ため池のうち、1 万 9,786 か所 (73.8%) のため池で豪雨耐性評価に着手済みであり、1 万 7,327 か所 (64.6%) のため池で同評価を完了している。 ○ 地域によって、特措法の施行以前から実施している評価で、豪雨耐性評価とみなすことのできる評価の実施状況が異なることなどの理由により較差はみられるものの、おおむね着手予定数に対して一定の進捗がみられた。 ○ 他方、全ての防災重点農業用ため池 3 万 2,494 か所からみると、特措法の有効期間内に評価に着手予定としているのは約 8 割であった。 ○ 特措法の有効期間後に着手予定の防災重点農業用ため池がある 4 都道府県では、全ての防災重点農業用ため池の評価の着手にはまだ時間を要するが、その理由について、i) 豪雨耐性評価を実施できる専門業者に限りがあること、ii) 他の評価で防災工事が必要と判断されたため池については、工事設計時に併せて豪雨耐性評価を実施しているため現時点では評価の対象数が見通せないことな	

通知事項等	農林水産省が講じた改善措置状況
どとしている。 イ 住民に対する評価情報等の公表状況 《制度の概要》 ○ 管理保全法第4条第3項の規定に基づき、都道府県知事は、管理保全法第4条第1項に規定された事項を記録するため池データベースを整備するとともに、当該データベースに記録された事項のうち、法令で定められた事項をインターネットの利用その他の方法により公表することとされている。 ○ また、農林水産省では、ため池周辺の住民に周知し、災害時の避難行動につなげる観点から、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律の運用について」（令和元年7月1日付け元農振第872号農村振興局長通知（令和5年3月31日一部改正））に基づき、管理保全法第4条第1項に規定された事項以外の詳細なため池諸元に関する情報や各種対策の実施状況に関する情報についてもため池データベースに登録することとしている。 《調査結果》 ○ 特措法の有効期間後に地震・豪雨耐性評価に着手予定の防災重点農業用ため池がある都道府県がみられ、全ての防災重点農業用ため池の評価（ひいては必要な防災工事の実施）にはまだ時間を要する状況の中では、防災対策の現状を周辺住民等が認識し、災害に対する備えを進めておくことが重要であると考えられることから、都道府県における住民に対する劣化状況評価等の実施状況や評価結果、	

通知事項等	農林水産省が講じた改善措置状況
防災工事の実施状況等の情報の公表状況を確認した。 ○ 調査対象とした 11 都道府県において、ため池データベースに記録された事項の都道府県ホームページでの公表状況をみると、3 都道府県（大阪府、広島県及び福岡県）では、法令で規定された事項のみを公表していたが、8 都道府県（宮城県、福島県、和歌山県、兵庫県、岡山県、香川県、愛媛県及び佐賀県）では、法令で規定された事項以外に、各都道府県による判断に基づき、防災重点農業用ため池の指定の有無などの情報を追加して公表していた。 ○ 他方で、ため池データベースに記録された事項を活用して評価の結果等を公表している都道府県はみられなかった。 ○ 都道府県の中には、ため池データベースに記録された事項の活用とは異なるが、防災重点農業用ため池の劣化状況評価等の結果等を独自に取りまとめて、住民に対して公表している事例がみられた。	
(3) 防災工事の実施状況 (通知要旨) 農林水産省は、地方公共団体における防災工事の着手を円滑に進めるため、代執行を始めとした所有者不明土地に対する対応の取組例について収集を行い、それらの結果を地方公共団体に情報提供するなど、必要な支援を行うこと。 (説明) ア 防災工事の進捗状況	→ 令和 6 年 10 月に、都道府県及び市町村に対して、所有者不明土地において法的手段を活用して工事に着手した事例の収集について協力を依頼し、地方公共団体における所有者不明土地に対する対応の取組事例を収集した。収集した取組事例を取りまとめ、令和 7 年度中に、「所有者不明土地において法的手段を活用して工事着手した取組事例集」を地方公共団体に周知するとともに、農林水産省のホームページで公表する予定である。

通知事項等	農林水産省が講じた改善措置状況
《制度の概要》 ○ 特措法第 5 条第 2 項の規定において、都道府県知事は、防災重点農業用ため池を指定したときは、防災工事等基本指針に基づき、推進計画に防災工事の実施に関する事項や、実施に当たっての市町村との役割分担及び連携に関する事項などを定めることとされている。 ○ また、防災工事等基本指針においては、劣化状況評価等の結果、防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、優先度を明らかにした上で、特措法の有効期間内に必要な防災工事を実施することを目標とされている。 ○ 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法第 5 条に規定する防災工事等推進計画の策定等について」(令和 2 年 10 月 1 日付け 2 農振第 1843 号農村振興局長通知。以下「推進計画の策定等について」という。)では、推進計画に、特措法の有効期間内に防災工事を予定する防災重点農業用ため池の箇所数等を実施目標として記載することとされている。 ○ さらに、農林水産省は、過年度（特措法施行以前も含む。）に、劣化の解消及び地震・豪雨耐性を有するための工事が行われているのであれば、防災工事は実施済みと判断することとしている。 ○ なお、農林水産省では、防災工事の国庫補助事業を用意している。 《調査結果》 ○ 調査対象とした 11 都道府県において、令和 4 年度末時点で劣化状況評価等の結果、防災工事が必要であると判断された防災重点農業	

通知事項等	農林水産省が講じた改善措置状況
用ため池 1 万 89 か所のうち、都道府県が特措法の有効期間内である 12 年度までに防災工事に着手予定とする 2,380 か所について、4 年度末時点の防災工事の進捗状況をみると、1,024 か所（43.0％）のため池で防災工事に着手済みであり、うち 622 か所（26.1％）のため池で防災工事を完了している。 ○ 地域によって、特措法の施行以前から実施している工事で、防災工事とみなすことのできる工事の実施状況が異なるなどの理由により都道府県ごとの較差はみられるものの、おおむね着手予定数に対し一定の進捗がみられた。 ○ 他方で、令和 4 年度末時点において防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池 1 万 89 か所からみると、特措法の有効期間内に防災工事に着手予定としているのは約 2 割であった。 ○ 特措法の有効期間後に着手予定の防災重点農業用ため池がある 10 都道府県では、全ての防災重点農業用ため池の防災工事の着手にはまだ時間を要するが、その理由について、i) 劣化状況評価等が終わっていないために、最終的な防災工事の必要数が確定しておらず、現時点では見通しが立たないこと、ii) 防災工事を請け負う業者や機材の量にも限りがあること、iii) 防災工事の実施に係る所有者の同意取得など地元調整に時間を要することなどとしている。 イ 防災工事の着手数の増加に伴う所有者が不明であるなどのため池への対応 《制度の概要》 ○ 管理保全法第 5 条の規定において、ため池の所有者（管理者を含	

通知事項等	農林水産省が講じた改善措置状況
む。以下「所有者等」という。)は、当該ため池の機能が十分に発揮されるよう、当該ため池の適正な管理に努めなければならないとされている。 ○ 管理保全法第 6 条の規定において、都道府県知事は、ため池の所有者等が当該ため池の管理上必要な措置を講じていないと認めるときは、当該ため池の所有者等に対し、防災工事の施行、管理者の選任その他の必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができるとされている。 ○ また、管理保全法第 10 条の規定において、都道府県知事は、管理保全法第 6 条の勧告を受けた特定農業用ため池の所有者等が正当な理由がなく当該勧告に係る防災工事の施行をしないときは、当該特定農業用ため池の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該防災工事の施行を命ずることができるとされている。 ○ さらに、管理保全法第 11 条の規定において、都道府県知事は、管理保全法第 10 条の特定農業用ため池の防災工事を施行すべきことを命ぜられた所有者等が当該工事を施行しないときや、所有者不明等により防災工事の勧告をすべき者を確知することができないとき等には、所有者等に代わって防災工事を施行することができるとされている。 ○ なお、防災工事等基本指針において、防災工事に係る事業主体は、その実施内容が明らかとなった段階で、時間的余裕をもって所有者等と調整し、必要な手続を行うものとされているが、「推進計画の策定等について」において、所有者等が確知できない場合、都道府県知事は、管理保全法第 11 条第 1 項第 2 号に規定する代執行により	

通知事項等	農林水産省が講じた改善措置状況
必要な防災工事を行うことが適当であるとされている。 《調査結果》 ○ 今後、防災工事に着手予定の防災重点農業用ため池が多くあり、また、劣化状況評価等が進捗するにつれ、防災工事が必要なため池の増加も見込まれることから、所有者不明のため池への対応が求められることも多くなると考えられる。 ○ このため、今回、調査対象とした 11 都道府県において、管理保全法に基づく防災工事の代執行の実績がないか確認したところ、いずれの都道府県においても代執行の実績はなかったが、中には、確知できない所有者等がいるため池の防災工事の着手に当たって、苦慮している事例がみられた。 ○ これらの都道府県では、代執行のほか、令和 5 年 4 月に施行された改正民法の適用事例についても、先例を承知していないことから、いずれも確知できない所有者がいる場合の対応に苦慮したとしている。 ○ このように、所有者不明を理由として防災工事着手に至るまでに苦慮している地方公共団体からは、農林水産省に対して、管理保全法に基づく代執行を行った地方公共団体の事例など、所有者不明のため池への対応について、事例収集を踏まえたフィードバックを求めたいとの意見がみられた。	

通知事項等	農林水産省が講じた改善措置状況
2 ため池の減災対策の実施状況 (1) ハザードマップの作成状況等 (通知要旨) 農林水産省は、市町村に対し、ハザードマップ（注1）について、当省の調査でみられたような事例がないか点検を促すとともに、点検の結果、同様の事例が確認された場合は、以下のような措置を講ずるよう検討を促すこと。 ① 浸水時に使用できないおそれのある避難場所等（注2）については、適切な説明を加えること。 ② 隣接市町村に浸水想定区域が及ぶ防災重点農業用ため池がみられた場合は、隣接市町村に必要な情報提供を行い、隣接市町村から情報提供を受けた市町村は、関係する住民に必要な情報の周知を確実にすること。 （注）1 ため池ハザードマップ。以下同じ。 2 指定緊急避難場所及び指定避難所。以下同じ。 （説明） ア ハザードマップの作成状況及び避難場所等の表示 《制度の概要》 ○ 管理保全法第12条の規定において、市町村長は、その区域内に所在する特定農業用ため池の決壊に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他水害その他の災害時における円滑な避難を確保する上で必要な事項について、これらを記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講	→ 令和6年7月に、「ため池の防災減災対策に関する調査の結果への対応について」を発出し、都道府県を通じ、関係市町村に対して、ハザードマップにおける避難場所等の表示方法が不十分な事例や、ため池が決壊した場合の浸水に関する情報が隣接市町村に提供されていない事例等がないかの点検を促すとともに、同様の事例が確認された場合は、以下の措置を講ずる検討を促した。 ・ ため池の決壊時に想定どおりの水位まで浸水した場合、使用できなくなるおそれのある避難場所等についてはハザードマップに適切な説明を加えること。 ・ 隣接市町村に浸水想定区域が及ぶ防災重点農業用ため池がみられた場合は、隣接市町村に必要な情報提供を行い、隣接市町村から情報提供を受けた市町村は、関係する住民に必要な情報の周知を確実にすること。 また、同年11月に、都道府県及び市町村に対して、「「農業用ため池の管理及び保全に関するガイドライン」の一部改正について」を発出し、ハザードマップの作成及び周知に当たって、以下の考えを示した。 ・ ため池が決壊した場合に、浸水し使用できなくなるおそれのある避難場所等については、ハザードマップに適切な説明を加え、住民に注意喚起すること。 ・ 隣接市町村に浸水想定区域が及ぶ特定農業用ため池については、隣

通知事項等	農林水産省が講じた改善措置状況
ずることにより、住民に周知させるよう努めるものとされている。 ○ これを踏まえ、農林水産省が策定した「農業用ため池の管理及び保全に関するガイドライン」（令和元年6月策定。農林水産省農村振興局（令和5年3月31日一部改正））においては、市町村は、決壊した場合の影響度の大きいため池から優先し、ハザードマップの作成及び公表に努めることとされている。 ○ なお、農林水産省が策定した「ため池ハザードマップ作成の手引き」（平成25年5月農林水産省農村振興局防災課）では、ハザードマップを作成する際に最低限必要な情報として、ため池の位置や規模、想定される災害と浸水予想区域、避難場所、避難経路と避難時危険箇所、避難情報の伝達方法、緊急時の連絡先が挙げられている。 《調査結果》 ○ 今回、調査対象とした66市町村における、令和4年3月末時点のハザードマップの作成状況をみると、防災重点農業用ため池の中でハザードマップの作成対象とされているため池8,543か所のうち、4,229か所において作成済みであった。 ○ ハザードマップの作成状況を市町村別にみると、66市町村のうち、39市町村は作成対象の防災重点農業用ため池全てで作成済み、22市町村は一部のため池で未作成、残りの5市町村は作成対象のため池全てで未作成であった。 ○ 未作成の防災重点農業用ため池がある27市町村は、未作成となっている4,314か所のため池について、今後、ハザードマップを順次作成予定としている。 ○ また、66市町村のうち、ハザードマップを作成していた61市町	接市町村に必要な情報提供を行い、隣接市町村から情報提供を受けた市町村は、関係する住民に必要な情報の周知を確実に行うこと。 くわえて、令和6年12月から7年1月にかけて、地方農政局等の管轄区域別に「農業用ため池の管理保全施策の施行状況の点検・検証結果の説明会」を開催し、都道府県の担当者に対して、ハザードマップの表示を見直した事例を周知した。 これらのことにより、市町村によるハザードマップの点検が行われており、令和7年5月末時点で、ため池の決壊時に想定どおりの水位まで浸水した場合、使用できなくなるおそれのある避難場所等の表示に関して、ハザードマップを作成済みのため池3万8,679か所のうち3万8,251か所（約99%）について点検が完了した。その結果、浸水想定水位0.5m以上の区域内に避難場所等が表示されているため池が1,255か所確認された。このうち、想定どおりの水位の浸水が発生した場合、避難場所等として使用できなくなるおそれのあることについて注釈等があるものが700か所、注釈等がないものが555か所確認されたが、令和7年5月末までに、555か所のうち344か所においてハザードマップの表示等の見直しが行われた。残りの211か所及び点検未了の428か所については、早急に対応が行われるよう地方公共団体に働きかけるとともに、引き続き点検状況を確認していく。 

通知事項等	農林水産省が講じた改善措置状況																				
村において、ハザードマップに掲載されている避難場所等が防災重点農業用ため池の浸水想定区域内にないか確認したところ、50 市町村の 766 か所の避難場所等が浸水想定区域内にあった。 ○ このうち、16 市町村（32 か所の防災重点農業用ため池）の 26 か所の避難場所等（指定緊急避難場所 10 か所、指定避難所 9 か所、指定緊急避難場所と指定避難所を兼ねている 7 か所）では、ため池の決壊時に想定どおりの水位まで浸水した場合、使用できない可能性があるにもかかわらず、ハザードマップ上には、何の注釈もないまま避難場所等として表示されていた。中には、当該避難場所等の想定水位が 4.0m 近くに達し得るものもあった。 ○ 注釈がないと住民は安全な避難場所等として誤認するおそれがあり、また、ハザードマップの作成時の説明会などで避難場所等の使用可否に係る情報を提供した場合でも、説明会後に転居してきた住民や一時的にその地に滞在している旅行者などにその情報が周知されないことが考えられる。 ○ 一方で、調査対象とした市町村が作成したハザードマップの中には、防災重点農業用ため池の決壊地点によって浸水想定区域が異なることから、決壊地点ごとにパターンを分けて掲載し、決壊地点によっては避難場所等が浸水する可能性のあることについて注意書きを行うなど、住民への避難情報の説明を工夫している事例がみられた。 イ ハザードマップの周知等 《制度の概要》	表 2 ハザードマップにおける避難場所等の表示の点検・見直し状況 <table> <tr> <th>項目</th><th>箇所数</th></tr> <tr> <td>ハザードマップを作成済みのため池数(令和 7 年 3 月末時点)</td><td>38,679</td></tr> <tr> <td>① ハザードマップにおける避難場所等の表示の点検済みのもの</td><td>38,251</td></tr> <tr> <td> i) ハザードマップにおいて、浸水想定水位 0.5m 以上の区域内に避難場所等が表示されているもの</td><td>1,255</td></tr> <tr> <td> ア うち、想定の上水により使用できなくなるおそれのあることについて、ハザードマップに注釈等があるもの</td><td>700</td></tr> <tr> <td> イ うち、想定の上水により使用できなくなるおそれのあることについて、ハザードマップに注釈等がないもの</td><td>555</td></tr> <tr> <td> (ア) うち、ハザードマップの表示等の見直しがされたもの</td><td>344</td></tr> <tr> <td> (イ) うち、ハザードマップの表示等の見直しが未了のもの</td><td>211</td></tr> <tr> <td> ii) ハザードマップにおいて、浸水想定水位 0.5m 以上の区域内に避難場所等が表示されていないもの</td><td>36,996</td></tr> <tr> <td>② ハザードマップにおける避難場所等の表示の点検未了のもの</td><td>428</td></tr> </table> また、ハザードマップを作成済みのため池 3 万 8,679 か所のうち、3 万 8,149 か所において、浸水想定区域が隣接市町村に及んでいるか否かの点検が完了した。このうち、浸水想定区域が隣接市町村に及んでいるものが 1,029 か所あり、隣接市町村に情報提供されていたものが 333 か所、隣接市町村に情報提供されていなかったものが 696 か所あったが、令和 7 年 5 月末までに、696 か所のうち 549 か所において、隣接市町村に情報提供が行われた。隣接市町村に情報提供が行われていない残りの 147 か所及び点検未了の 530 か所については、早急に対応が行われるよう地方公共団体に働きかけるとともに、引き続き対応状況を確認していく。	項目	箇所数	ハザードマップを作成済みのため池数(令和 7 年 3 月末時点)	38,679	① ハザードマップにおける避難場所等の表示の点検済みのもの	38,251	i) ハザードマップにおいて、浸水想定水位 0.5m 以上の区域内に避難場所等が表示されているもの	1,255	ア うち、想定の上水により使用できなくなるおそれのあることについて、ハザードマップに注釈等があるもの	700	イ うち、想定の上水により使用できなくなるおそれのあることについて、ハザードマップに注釈等がないもの	555	(ア) うち、ハザードマップの表示等の見直しがされたもの	344	(イ) うち、ハザードマップの表示等の見直しが未了のもの	211	ii) ハザードマップにおいて、浸水想定水位 0.5m 以上の区域内に避難場所等が表示されていないもの	36,996	② ハザードマップにおける避難場所等の表示の点検未了のもの	428
項目	箇所数																				
ハザードマップを作成済みのため池数(令和 7 年 3 月末時点)	38,679																				
① ハザードマップにおける避難場所等の表示の点検済みのもの	38,251																				
i) ハザードマップにおいて、浸水想定水位 0.5m 以上の区域内に避難場所等が表示されているもの	1,255																				
ア うち、想定の上水により使用できなくなるおそれのあることについて、ハザードマップに注釈等があるもの	700																				
イ うち、想定の上水により使用できなくなるおそれのあることについて、ハザードマップに注釈等がないもの	555																				
(ア) うち、ハザードマップの表示等の見直しがされたもの	344																				
(イ) うち、ハザードマップの表示等の見直しが未了のもの	211																				
ii) ハザードマップにおいて、浸水想定水位 0.5m 以上の区域内に避難場所等が表示されていないもの	36,996																				
② ハザードマップにおける避難場所等の表示の点検未了のもの	428																				

通知事項等	農林水産省が講じた改善措置状況																				
○ 管理保全法第 12 条の規定において、前述のとおり、市町村長は、ため池決壊時の避難に関する情報について、住民に周知させるよう努めるものとされているが、浸水想定区域は、ため池が所在する市町村のみならず隣接する市町村に及ぶ可能性もある。 ○ 農林水産省は、管理保全法第 12 条における「住民」には、ため池が所在する市町村の住民のみならず、隣接市町村の住民も含まれるが、市町村長が自らの区域外の住民に対して直接的な周知を行うことは事実上難しいことから、ため池決壊時の避難に関する情報の周知等に当たっては、隣接市町村等の関係地方公共団体と協力・調整して対応すべきとしている。 ○ しかし、浸水想定区域が隣接市町村に及ぶ場合、当該情報を誰がどのような方法で隣接市町村に提供すべきかについて、農林水産省が具体的に示したものは無い。 《調査結果》 (ア) ハザードマップ情報の自市町村住民への周知状況 ○ 今回、調査対象とした 66 市町村のうち、ハザードマップを作成していた 61 市町村はいずれも、ホームページ等への掲載、各戸配布及び回覧、公共施設への掲示など何らかの方法により住民への周知を行っていた。 (イ) ハザードマップ情報の隣接市町村への提供状況 ○ 61 市町村のハザードマップを確認したところ、防災重点農業用ため池の決壊時における浸水想定区域が隣接市町村に及ぶため池は、33 市町村 126 か所みられた。	表 3 ハザードマップの隣接市町村への周知状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>箇所数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハザードマップを作成済みのため池数(令和 7 年 3 月末時点)</td><td>38,679</td></tr> <tr> <td>① 浸水想定区域が隣接市町村に及んでいるか否か点検済みのもの</td><td>38,149</td></tr> <tr> <td> i) 浸水想定区域が隣接市町村に及んでいるもの</td><td>1,029</td></tr> <tr> <td> ア うち、隣接市町村に情報提供がされていたもの</td><td>333</td></tr> <tr> <td> イ うち、隣接市町村に情報提供がされていなかったもの</td><td>696</td></tr> <tr> <td> (ア) うち、隣接市町村に情報提供がされたもの</td><td>549</td></tr> <tr> <td> (イ) うち、隣接市町村への情報提供が未了のもの</td><td>147</td></tr> <tr> <td> ii) 浸水想定区域が隣接市町村に及んでいないことが確認されたもの</td><td>37,120</td></tr> <tr> <td>② 浸水想定区域が隣接市町村に及んでいるか否か点検未了のもの</td><td>530</td></tr> </tbody> </table> 隣接市町村から自市町村に浸水想定区域が及ぶとして情報提供を受けたハザードマップに関する自市町村住民への対応に関しては、隣接市町村から情報提供があったため池数は 868 か所あり、情報提供を受けた市町村が自市町村住民に周知していたため池が 322 か所、周知していなかったため池が 546 か所あることが確認された。令和 7 年 5 月末までに、546 か所のうち 287 か所において、自市町村住民への周知が行われた。 自市町村住民への周知が行われていない残りの 259 か所について、早急に対応が行われるよう地方公共団体に働きかけるとともに、引き続き周知状況を確認していく。 ↓	項目	箇所数	ハザードマップを作成済みのため池数(令和 7 年 3 月末時点)	38,679	① 浸水想定区域が隣接市町村に及んでいるか否か点検済みのもの	38,149	i) 浸水想定区域が隣接市町村に及んでいるもの	1,029	ア うち、隣接市町村に情報提供がされていたもの	333	イ うち、隣接市町村に情報提供がされていなかったもの	696	(ア) うち、隣接市町村に情報提供がされたもの	549	(イ) うち、隣接市町村への情報提供が未了のもの	147	ii) 浸水想定区域が隣接市町村に及んでいないことが確認されたもの	37,120	② 浸水想定区域が隣接市町村に及んでいるか否か点検未了のもの	530
項目	箇所数																				
ハザードマップを作成済みのため池数(令和 7 年 3 月末時点)	38,679																				
① 浸水想定区域が隣接市町村に及んでいるか否か点検済みのもの	38,149																				
i) 浸水想定区域が隣接市町村に及んでいるもの	1,029																				
ア うち、隣接市町村に情報提供がされていたもの	333																				
イ うち、隣接市町村に情報提供がされていなかったもの	696																				
(ア) うち、隣接市町村に情報提供がされたもの	549																				
(イ) うち、隣接市町村への情報提供が未了のもの	147																				
ii) 浸水想定区域が隣接市町村に及んでいないことが確認されたもの	37,120																				
② 浸水想定区域が隣接市町村に及んでいるか否か点検未了のもの	530																				

通知事項等	農林水産省が講じた改善措置状況												
○ この33市町村（126か所）の防災重点農業用ため池について、当該ため池に関する情報を当該隣接市町村に提供しているか確認したところ、14市町村は、全てのため池（46か所）について隣接市町村に当該情報を提供していたが、残りの19市町村（65か所）は、隣接市町村に情報を提供していない状況（情報提供を行ったかどうか不明を含む。）がみられた。 ○ 隣接市町村に浸水想定区域が及んでいる防災重点農業用ため池に関する情報の提供が行われていないものの中には、万が一ため池が決壊した場合、隣接市町村にある住宅等に大きな影響を及ぼすおそれのある事例がみられた。 ○ また、一部又は全ての防災重点農業用ため池について隣接市町村に情報提供を行っていない17市町村（一部又は全てのため池について情報提供したかどうか確認できなかった2市町村を除く。）では、その理由について、これまで隣接市町村に浸水想定区域が及ぶことを認識していなかったためなどとしている。 (ウ) 隣接市町村から提供されたハザードマップ情報の自市町村住民への周知状況 ○ 調査対象とした66市町村において、隣接市町村から、防災重点農業用ため池の決壊時における浸水想定区域に、自市町村の一部が含まれている旨の情報提供を受けた実績があるか確認したところ、12市町村で、24か所の防災重点農業用ため池について隣接市町村から浸水想定区域が及んでいる旨の情報提供を受けている状況がみられた。このうち、1市町村では、これまで住民への周知の必要性を特に意識していなかったため、1か所の防災重点農業用ため池について	表4 隣接市町村から情報提供を受けたハザードマップ情報の自市町村住民への周知状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>箇所数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>隣接市町村から情報提供を受けたため池数</td><td>868</td></tr> <tr> <td>① うち、自市町村住民に周知されたもの</td><td>322</td></tr> <tr> <td>② うち、自市町村住民に周知されていなかったもの</td><td>546</td></tr> <tr> <td> i) うち、自市町村住民に周知されたもの</td><td>287</td></tr> <tr> <td> ii) うち、自市町村住民への周知が未了のもの</td><td>259</td></tr> </tbody> </table>	項目	箇所数	隣接市町村から情報提供を受けたため池数	868	① うち、自市町村住民に周知されたもの	322	② うち、自市町村住民に周知されていなかったもの	546	i) うち、自市町村住民に周知されたもの	287	ii) うち、自市町村住民への周知が未了のもの	259
項目	箇所数												
隣接市町村から情報提供を受けたため池数	868												
① うち、自市町村住民に周知されたもの	322												
② うち、自市町村住民に周知されていなかったもの	546												
i) うち、自市町村住民に周知されたもの	287												
ii) うち、自市町村住民への周知が未了のもの	259												

通知事項等	農林水産省が講じた改善措置状況
隣接市町村から情報提供を受けたが住民への周知を行っていなかった。	
(2) 避難情報の住民への周知状況等 (通知要旨) 農林水産省は、災害時におけるため池に関する情報の迅速な把握と住民の自主避難行動を促すため、下流への影響度等を考慮し計画的に観測機器の設置を進められるよう、既に設置した市町村の事例の収集・提供を行うなど、地方公共団体に対し、より一層の支援を行うこと。 (説明) ア ため池に係る避難情報の発令基準の策定状況 《制度の概要》 ○ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条第 1 項において、市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長）は、市町村地域防災計画を作成することとされており、同計画には、同法第 42 条第 2 項において、「当該市町村の地域に係る（中略）情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、（中略）その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画」を定めることとされている。 ○ 「避難情報に関するガイドライン」（令和 3 年 5 月内閣府（防災担当））によると、地域防災計画に記載すべき具体的な内容として、避	→ 令和 6 年 8 月から 7 年 3 月までの間、都道府県及び市町村に対して協力を依頼し、ため池における水位計等の観測機器の導入事例を収集した。収集した導入事例を取りまとめ、令和 7 年 6 月 16 日に、「農業用ため池の遠隔監視事例集」（令和 7 年 6 月農林水産省農村振興局防災課防災・減災対策室）を地方公共団体に周知するとともに、農林水産省のホームページで公表した。 また、令和 6 年度から、都道府県や市町村等がため池に遠隔監視機器を設置する際の参考となるよう「農業用ため池遠隔監視機器設置の手引き（仮称）」を作成中であり、7 年度中に、地方公共団体に周知するとともに、農林水産省のホームページで公表する予定である。

通知事項等	農林水産省が講じた改善措置状況
難情報の発令基準も含まれており、防災重点農業用ため池については、防災対策の実施状況、雨量等を基に避難情報を発令するとされている。 ○ なお、農林水産省は、ため池の諸元、老朽化の程度、防災工事の実施状況、災害時に入手できる情報（水位等）等がため池ごとに異なり、統一的な危険水位の設定が困難であるとして、具体的な基準等を示していない。 《調査結果》 ○ 今回、調査対象とした 66 市町村における防災重点農業用ため池に係る避難情報の発令基準の策定状況（令和 4 年 3 月末時点）をみると、8 市町村で、ため池に係る避難情報の発令基準を策定済みとしていた。 ○ この 8 市町村が策定した、避難情報の発令基準の内容をみると、7 市町村では、現地の気象情報や住民からの通報を基に現地を確認した上で、避難情報の発令を判断するという基準を策定していた。 ○ これに対し、1 市町村では、94 か所のため池のうち 1 か所のため池については、水位計のデータを基に、降雨等により水位が設計洪水水位を超えた場合などに避難情報の発令を行うとする基準を策定していた。 ○ 防災重点農業用ため池に係る避難情報の発令基準を策定していなかったとしている 58 市町村において、当該発令基準を策定できない理由を確認したところ、主な理由として、ため池ごとに貯水量や形状、改修状況等が異なり、現時点では、直ちに基準を策定できない	

通知事項等	農林水産省が講じた改善措置状況
ことなどを挙げている。 ○ 他方で、当該 58 市町村の中には、今後、防災重点農業用ため池の水位などのリアルタイム情報の把握ができるようになれば、住民の避難行動のための情報提供がしやすくなるのではないかとする市町村もあった。 イ 観測機器（水位計、監視カメラ等）の設置状況 《制度の概要》 ○ 農林水産省は、「平成 30 年 7 月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方」（平成 30 年 11 月 13 日農村振興局整備部）において、全てのため池に観測機器を備えることは難しいものの、影響が大きなため池については、ため池の状態を迅速に把握するための観測機器が必要との考えを示している。 ○ また、農林水産省では、ため池における水位等の観測機器の設置・運用に係る支援メニュー（国庫補助事業）を用意している。 《調査結果》 ○ 今回、調査対象とした 66 市町村（1 万 1,447 か所の防災重点農業用ため池）において、水位計や監視カメラなどため池の現況を把握できる観測機器を設置しているか確認したところ、令和 4 年 3 月末現在で、19 市町村（166 か所のため池）では、豪雨・地震時における水位等の状況確認や、住民の自主避難の判断材料に活用することなどを目的として、観測機器を設置していた。 ○ このうち、1 市町村では、実際に、豪雨時や地震時のため池の水位状況を速やかに把握し、住民に情報提供することで早期避難や人	

通知事項等	農林水産省が講じた改善措置状況
的被害防止を図ることを目的とし、貯水量が約 14 万 m³と規模が大きく、下流域に住宅が密集し、決壊時に甚大な被害が想定される防災重点農業用ため池にテレメータ（水位計・雨量計）を設置している事例がみられた。 ○ 当該ため池の観測状況はホームページで一般公開され、住民に分かりやすく周知するため、水位を基準に危険度を 4 段階に設定し、段階ごとに色分けをして表示されている。 ○ また、観測機器が未設置の 47 市町村の多くは、設置後の通信費等のランニングコストに係る費用負担の調整を課題としているが、観測機器を設置している 19 市町村の中には、決壊した場合の影響度等を考慮し、必要性を十分検討した上で、計画的に設置を進めている市町村もみられた。 ○ なお、調査対象とした都道府県のうち、兵庫県では、管内市町村における観測機器導入の参考のため、「ため池監視システム導入マニュアル」（令和 5 年 3 月兵庫県農林水産部農地整備課）を作成していた。 本マニュアルによると、令和元年～4 年に導入された兵庫県内外の事例では、初期導入費はおおむね 42 万円～200 万円／箇所、維持管理費（通信費、クラウド利用料）はおおむね 1 万 2 千円～15 万円／年とされている。	